

兵庫県最低賃金

が変わります

2025年10月4日(土)から

時間額
1,116円 ↑ **64円 UP**

前年比

※ 2025年10月3日までは時間額1,052円です。

事業者も労働者もお互いに確認しましょう。



©兵庫県 2007

兵庫県（地域別）最低賃金は、
職種・年齢に関わらず、パート、
アルバイトの方を含むすべての
労働者に適用されるルールです。



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向け
た支援策等を掲載
しています。



<http://www.saiteichingin.info/>

中小企業事業者の皆様へ

業務改善
助成金

最大600万円
を助成

申請窓口： 兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課
業務改善助成金コールセンター
フリーダイヤル 0120-366-440



最低賃金に関するお問い合わせは兵庫労働局労働基準部賃金室
(078-367-9154)または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

兵庫労働局

